

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	後藤 吉正 (ごとう よしまさ)
○学位の種類	博士 (技術経営)
○授与番号	甲 第 1101 号
○授与年月日	2016 年 3 月 31 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	暗黙の知的財産同盟によるイノベーションの専有可能性
○審査委員	(主査) 石田 修一 (立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科教授) 玄場 公規 (法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授) 小田 哲明 (立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科准教授)

<論文の内容の要旨>

この論文は、①「暗黙の知的財産同盟」はイノベーションの専有可能性にどう貢献するか、②暗黙の知的財産同盟が成立して持続的に機能する要因は何か、というリサーチクエスチョンをかかげ、インクジェットプリンタと DVD ドライブを事例とした研究である。特にイノベーション・マネジメントの戦略スキームの一つとして期待される「暗黙の知的財産同盟」という概念を提案し、これがイノベーションの専有可能性を達成することを二つの事例研究によって検証を試みている。本論文は基本的に以下の二つの分析結果に集約される。

第一に、暗黙の知的財産同盟がイノベーションの専有可能性を実現した事実を示した。

インクジェットプリンタの事例では、キヤノン、ヒューレットパッカード、エプソンが必須特許を占有することで、90%を超える高い市場シェアを獲得していた。必須特許権者である 3 社は相互に必須特許の実施を許諾もしくは容認したが、3 社以外には必須特許の実施を認めなかった。この戦略により、市場参入を試みた 3 社以外の企業は主要市場に参入できず同盟 3 社が市場を寡占していた。

DVD ドライブの事例では、国際標準化にもとづく標準必須特許が非差別的に広く実施許諾されたが、製品単価と比較して高額の特許ロイヤリティーが有力特許権者と非特許権者の競争力に格差をもたらした。標準必須特許の有力特許権者は、高額のロイヤリティー支払いを自らが保有する標準必須特許のロイヤリティー収入で相殺することができた。しかし標準必須特許を持たない企業は特許ロイヤリティー支払いを

相殺ができず、その負担が市場撤退を促し、結果として必須特許権者 5 社が市場の 98%を寡占した事実を掴んだ。

第二に、この論文では暗黙の知的財産同盟を持続的に機能させる主な要因を以下の仮説的命題として提示した。

- ① 同盟企業は必須特許の実施機会を実質的に占有しこれを自社実施するという必須特許の活用方針（戦略）が類似である
- ② 新たな必須特許権者が産まれるリスクを回避し必須特許権者の地位を継続できる
- ③ 必須特許の侵害者の参入を抑制できる

その上で本研究は、次の四点を主要な結論とした。

第一に、特許によるイノベーションの専有可能性が困難とされる二つの観点、必須特許権が多数存在する技術領域と、実施許諾義務がある標準必須特許において、特許によるイノベーションの専有可能性が実現される可能性があることを示した。これにより、特許がイノベーションの専有可能性に貢献しにくいとする見解には一般性が乏しいことを示した。

第二に、暗黙の知的財産同盟が成立し機能が持続するための要因を示し、暗黙の知的財産同盟という戦略スキームは、本研究で取り上げた事例だけによる特殊な現象ではなく、成果に対する再現可能性を有することを示した。

第三に、事例研究の研究手法によりイノベーションの専有可能性を示した。特許の競争力への貢献が低いとする従来の調査研究は主に統計的手法を用いていたが、本研究では事例研究という手法を採用することで、特許を活用してイノベーションの専有可能性を実現する戦略スキームを多角的に実証することを可能とした。

第四に、知的財産戦略に関する先行研究には特許の出願や訴訟などの手続に関するものが多い中で、本研究は特許と事業競争力の関係を示し実践的な知的財産戦略のあり方を示した。

<論文審査の結果の要旨>

まずこの論文が提示する重要な概念の一つである「暗黙の知財同盟」に関しては学術的に意義深いとして審査員一同はこれを高く評価した。

またリサーチクエスションとして、暗黙の知財同盟とイノベーションの占有可能性の関係性を議論しようとしたことや、暗黙の知財同盟なるものが存在するとしてそれが持続する条件を求めようと試みた点などは、技術経営を含むマネジメント研究領域における議論の典型的な運用手法であり、この点からも申請者がこの領域における研究遂行能力を有していることを裏付けている。

さらにこの研究では、暗黙の知財同盟がイノベーションの専有可能性を実現した事実を事例研究に基づいて示す際に、インクジェットプリンタの事例を採用する中から必須

特許権者の動向に着目し、彼らの戦略が他の新規参入を阻む効果を発揮していた事実を掴んでいる。こうした事実は、必須特許権者の戦略的企業行動という理論的フレームワークをこの領域における実務経験者としての立場から導き出したといえよう。加えてDVDドライブの事例を基にした分析からは製品単価から相対的に比較した特許ロイヤリティーの設定の仕方に着目し、この事が必須特許権者の実践的な戦略的企業行動として有効であった点を見出している。いずれも理論的かつ実践的に価値のあるインプリケーションであるという点で審査員の意見が一致した。

また事例研究の結果導かれた3つの仮説的命題は本研究事例のみで一般化することは困難と考えられるが、今後も十分検討の余地がありこの研究を踏まえてさらなる実証研究が生じる可能性を期待させる内容である。

最後に、この研究が示した四つの結論について評価したい。

第一の結論は、「特許がイノベーションの占有可能性に貢献しにくい」とした多くの先行諸研究が必須特許に対する技術領域の選定や実施許諾義務から生じる戦略性に目を向けていなかったことに触れ、新たな特許戦略のあり方を示したことは意義深い。また第二の結論は、暗黙の知財同盟という戦略スキームが決して特異な現象ではないことを示し、一般化可能な議論にまで発展させる可能性を見出した点で評価に値する。さらに第三の結論は、特許の競争力の研究において定量的手法のみならず定性的手法を適用する可能性を拓いた点を強調しており、方法論の見地から研究者としての素養が十分備わっていることを示している。最後の第四の結論では、本研究の知見は理論のみならず実践的なインプリケーションを有しており事業競争力を獲得するための知財戦略の策定に役立つ点に言及しており、技術経営領域の研究に相応しい内容であることも評価できる。

以上、この研究には少数事例や方法論の厳密性など研究に対する批判点は少なからず存在しているが、論文審査委員一同は、この論文が技術経営の研究領域に重要な論点を提示していると判断し、かつ博士学位を受けるに値する一定の到達点に達していると認めた。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の主査および副査は、学位申請者に対して、本学大学院テクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程において研究指導を行ってきた。論文提出後は主査および副査は審査過程を通じて、それぞれの専門分野の見地から論文の内容について評価を行った。また、学位申請者はIJTMをはじめ国内外の有力な学会誌に2本の査読付き論文を掲載させた実績を得ており、学位申請者の研究内容は外部の研究者からも客観的な評価を得たと判断できる。

本論文の審査のため、2016年1月13日(水)午前9時~10時の間、キャンパスプラザ京都6階第1講習室において審査会を開催した。審査会では学位申請者による論文要旨の説明の後、論文内容に関して口頭試問を行った。口頭試問では、審査委員より学術

背景、研究方法論、分析手法、新規性、理論的並びに実践的な貢献などについて質問がなされたが、学位申請者はいずれも適切に応答した。また、外国語（英語）能力に関しては、学位申請者は国際学会の研究発表会にて英語により発表を行っており、外国語（英語）能力については問題ないものと判断した。また、2016年2月6日（土）午後3時30分～4時30分の間、立命館大学 OIC A 棟 AN413 教室において公聴会を開催し、公聴会参加者より質問がなされたが学位申請者の回答は適切であった。

以上から、本学位申請者は本学学位規程第 18 条第 1 項該当者であり、上述の論文審査委員会における学力確認試験において、技術経営領域における十分な学識を有し博士学位に相応しい学力を有していることが確認された。以上を総合した結果、審査委員会は、本学学位規程第 18 条第 1 項に基づいて、学位申請者に対して、「博士（技術経営 立命館大学）」の学位を授与することが適当と判断する。